



## おいしく! たのしく! 親子クッキング教室

保健センター ☎77-1891

保健推進員協議会主催の「親子クッキング教室」に参加しませんか。みんなで楽しくお料理しましょう!

### 小学生の部

■対象 小学生とその家族

■日時 8月1日(金)

午前9時45分～午後1時30分

■場所 福祉センター「やすらぎの里」

■内容 ランチクッキング

■参加費 無料

■定員 親子25人

■締切り 7月24日(木)

■申込み 保健センターまでご連絡ください。

### 幼児の部

■対象 2歳以上の幼児と家族

■日時 8月8日(金)

午前9時45分～11時45分

■場所 福祉センター「やすらぎの里」

■内容 おやつクッキング

■参加費 無料

■定員 親子20人

■締切り 7月31日(木)

■申込み 保健センターまでご連絡ください。

## 農業委員が 変わりました

☎ 農業委員会 ☎77-3920



きかわ ひでゆき  
木川 英幸さん

現在、18人の農業委員で構成されている芝山町農業委員会。このうち、山武郡市農業協同組合から推薦される委員の交代があり、新たに推薦を受けた木川英幸さんが、5月1日付で農業委員に就任しました。

## 農地に関するお知らせ

☎まちづくり課 産業振興係 ☎77-3918  
農政係 ☎77-3917  
農業委員会 ☎77-3920

### ◆農地貸借の新しい仕組みです

今年度から設置された「農地中間管理機構」は、農業振興地域内の農地を借り受けて、必要な場合には簡易な基盤整備を行い、まとまりのある形で担い手に貸し付ける公的機関です。まとまった農地を機構へ貸し付けた地域には協力金が支払われます。また、農地を機構に貸し付けた個人にも要件を満たせば協力金が支払われます。詳細は、公益社団法人千葉県園芸協会農地部（☎043-223-3011）またはまちづくり課産業振興係までお問い合わせください。

### ◆耕作放棄地再生の支援策

耕作放棄地は病害虫の発生源やゴミの不法投棄、有害獣のすみかになるなど、地域の環境に悪影響を与えています。そこで国や県では、耕作放棄地を再生利用する方を対象に、草刈りや用排水路整備などの経費の一部を助成しています。また、地域の再生作業を支援するボランティア「耕作放棄地解消応援団」も募集中です。詳細はまちづくり課農政係または農業委員会事務局、県庁農地・農村振興課（☎043-223-2862）までお問い合わせください。



## 建物の新築・増築・取壊し 家屋調査にご協力ください

☎ 町民税務課 課税係 ☎77-3915

建物の新築や増築、取り壊しをした場合は現況調査を行います。ですので、町民税務課課税係までご連絡ください。

町民税務課では、毎年固定資産税台帳整備のため家屋（建物）の現況調査を実施しています。

新築と増築の場合は、固定資産税の課税標準額を算出するための家屋評価を実施します。ご都合の良い日をお知らせください。また、建物を取り壊した場合は課税台帳

から抹消するために、職員が現地確認を行います。あわせてご協力ください。

■固定資産税課税基準日

1月1日現在の状況

■対象となる建物

平成26年中に新築、増築、取り壊しをした家屋

# 地籍

## 土地の正確な管理のために 地籍調査にご協力ください

問まちづくり課 地籍調査係 ☎77-3936

町では、平成20年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。本年度の現地調査は、香山新田Ⅰ・菱田Ⅰ・大里Ⅰ調査区（辺田・菱田宿・千代田・坂志岡地区）、閲覧は、小池Ⅲ調査区（小池6・小池7の一部）を実施します。

### ◆地籍調査とは？

地籍調査とは、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。人に戸籍があるように、土地についても各筆の所有者、地目、面積、境界などが記録され登記所で管理されています。登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図などをもとにしたものであるため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあります。また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所に送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、まちづくりや災

害復旧の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

### ◆地籍調査をしないと・・・

地籍調査が行われた地域では、境界や面積など、土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められ、その情報を基にして土地の境界を現地に復元することが可能となります。この結果、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりではなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができま。地籍調査が行われていない場合には、土地の境界が不明確であるため土地取引などを行う際にリスクを抱えたり、必ずしも正確ではない情報に基づき課税されているなど、課税の公平性の課題が生じたりします。また、土地利用やまちづくりを阻害する要因や、災害復旧の際

に境界確認から始める必要があるため、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなります。

### ◆土地所有者の確認事項

○現地調査  
現地にて境界を確認していただき、境界杭の埋設を行います。

○成果の閲覧  
前年度実施した現地調査の結果をとりまとめ「地籍簿」と「地籍図」の案を確認していただきます。

※調査の際には、宅地、畑、山林などへの立ち入りおよび測量杭の埋設が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

